

令和5年度
学校自己評価報告書

基準日 = 令和 5年5月31日

学校法人駿河台学園
駿台法律経済アンドビジネス専門学校

評価の基準

本報告書は平成30年3月、文部科学省が策定・公表した「専修学校における学校評価ガイドライン」を理解し、特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構がガイドラインに準拠して制定した「専門学校等評価基準書Ver4.0」に準拠した37項目について、点検および評価を実施したものです。

評価の基準日 令和5年5月31日（令和4年度の評価）

評価報告書の構成・見方

本表各章は以下の構成となっております。

基準2 学校運営 → 大項目

点検項目【2-2】運営方針 → 中項目

[チェック項目]

□運営方針を文章化するなど明確に定めているか
□運営方針を教職員等に周知しているか

中項目における本校でチェックをすべき項目を記載

本校は1970年(昭和45年)の学校創立以来、創設者の理念、すなわち駿河台学園の理念である「愛情教育」を学校の理念としてきました。「愛情教育」とは、

中項目の点検項目に対して、本校の取り組みについて記載しております。

■駿台電子情報＆ビジネス専門学校「学校自己評価報告書」_平成26年度版_P.64

評価項目	達切:4. ほぼ達切:3. やや不達切:2. 不達切:1. 無該当:0.
【2-2】 運営方針	(4) 3 2 1 0
(省略)	
【2-7】 情報システム	(4) 3 2 1 0

① 課題

- 【2-3】計画書は収入予測を基に作成される。収入が計画時より多い場合には、支出予算をそのまま執行できるが、収入予算が少ない場合には、予算カットをされるなどの措置がとられる。

② 今後の改善方策

- 【2-3】支出予算については、年度毎に十分精査をおこなうようとする。

③ 特記事項

- ④
- ⑤
- ⑥

中項目を評価項目として、自己評価しております。そのなかで評価委員が課題としてあげている事を①に、改善方法があれば②へ、とくに記載を必要な事項は③に記述しております。

駿台法律経済アンドビジネス専門学校自己評価報告書（令和5年度版）について

学校法人 駿河台学園 駿台法律経済アンドビジネス専門学校は、1998年学校創立以来、東京都認可の専門学校として、法律及び経済、経営に関する知識とその運用に係わる実務知識を習得させ、実社会における有為なる人材を育成することを目的とし、多くの優秀な人材を輩出してまいりました。今後も社会変化に対応し、高度な専門性と柔軟な創造性を持つ人材を育成してまいります。

本校が掲げた教育目標を実現するために毎年さまざまな改善案が提案されています。その改善提案を整理し、改善対応を学校評価として文部科学省生涯学習政策局(平成25年3月)作成の「自己評価における評価指標・観点・参考資料一覧表」を基に、令和3年度の自己点検・評価報告書として、ここに報告を致します。

自己評価については、学校長を委員長とし、教職員より委員を選出し、評価基準の各項目を点検し客観的に評価し、課題、改善方策を見出しています。この自己評価を基に学校関係者評価委員会にて更に課題、改善点等を洗い出し学校運営全般及び教育環境の改善に努めてまいります。

学校法人駿河台学園
駿台法律経済アンドビジネス専門学校
学校長・学校評価委員会委員長
中澤 三雄

学校評価委員会

委員長 中澤 三雄 (学校長)
統括責任者 松本 栄 (教務部 部長代理)
委員 利倉 和彦 (教務部 次長)
横山 愛 (教務部 教務課)
橋本 良平 (専任講師)

目次（点検項目一覧）

基準1 教育理念・目的・育成人材像

点検項目【1 - 1】 理念・目的・育成人材像 1頁

基準2 学校運営

点検項目【2 - 2】 運営方針 3頁
点検項目【2 - 3】 事業計画 3頁
点検項目【2 - 4】 運営組織 3頁
点検項目【2 - 5】 人事・給与制度 4頁
点検項目【2 - 6】 意思決定システム 4頁
点検項目【2 - 7】 情報システム 4頁

基準3 教育活動

点検項目【3 - 8】 目標の設定 6頁
点検項目【3 - 9】 教育方法・評価等 6頁
点検項目【3 - 10】 成績評価・単位認定等 7頁
点検項目【3 - 11】 資格・免許取得の指導体制 7頁
点検項目【3 - 12】 教員・教員組織 7頁

基準4 学修成果

点検項目【4 - 13】 就職率 9頁
点検項目【4 - 14】 資格・免許の取得率 9頁
点検項目【4 - 15】 卒業生の社会的評価 10頁

基準5 学生支援

点検項目【5 - 16】 就職等進路 12頁
点検項目【5 - 17】 中途退学への対応 12頁
点検項目【5 - 18】 学生相談 13頁
点検項目【5 - 19】 学生生活 13頁
点検項目【5 - 20】 保護者との連携 14頁
点検項目【5 - 21】 卒業生・社会人 14頁

基準6 教育環境

点検項目【6-22】施設・設備等.....	16頁
点検項目【6-23】学外実習、インターンシップ等.....	16頁
点検項目【6-24】防災・安全管理.....	17頁

基準7 学生の募集と受け入れ

点検項目【7-25】学生募集活動.....	19頁
点検項目【7-26】入学選考.....	19頁
点検項目【7-27】学納金.....	20頁

基準8 財務

点検項目【8-28】財務基盤.....	21頁
点検項目【8-29】予算・収支計画.....	21頁
点検項目【8-30】監査.....	22頁
点検項目【8-31】財務情報の公開.....	22頁

基準9 法令等の遵守

点検項目【9-32】関係法令、設置基準等の遵守.....	24頁
点検項目【9-33】個人情報保護.....	24頁
点検項目【9-34】学校評価.....	25頁
点検項目【9-35】教育情報の公開.....	25頁

基準10 社会貢献・地域貢献

点検項目【10-36】社会貢献・地域貢献.....	27頁
点検項目【10-37】ボランティア活動.....	27頁

基準1 教育理念・目的・育成人材像

点検項目【1-1】理念・目的・育成人材像

[チェック項目]

- 理念等は文章化するなど明確に定めているか
- 理念等を学生・保護者・関連業界等に周知しているか
- 学内外にかかわらず、実習の実施にあたって、関連業界等から協力を得ているか
- 特色ある職業実践教育に取り組んでいるか
- 学校の将来構想を教職員に周知しているか

本校は1998年(平成10年)の学校創立以来、学校法人駿河台学園の理念である「愛情教育」を学校の理念としている。学問のひたむきさと愛着を「愛情教育」という教育理念で培っていく建学精神は、駿河台学園傘下の本校において脈々と受け継がれ、今日に至っている。この理念については、本校のホームページおよび入学案内書にて紹介している。

この教育理念に基づき、本校では、法律、行政及び経済実務に関わる人材の育成のため現代社会にマッチしたより実践的な実務教育を行い、有為な人材を社会に送り出していく所存である。その上で、教育目標、教育体系たるスクールアイデンティは以下の通りである。

教育目標

学校全体としての教育目標は、100 年の歴史と伝統をもつ駿河台学園の教育理念である「愛情教育」を受け継ぎ、愛情を持って学生に接し、熱意あふれる指導の展開の下に、確かな知識と豊な教養を身につけさせ、学生一人ひとりの目標を達成させることを主眼としている。学生の目標は、各種公的機関への就職、民間企業への就職、独立に向けての資格取得、4 年制大学への編入など個々人により異なるが、それぞれの目的達成のために必要とされる学力・知識の習得の他、社会で求められる表現力・社会常識・社会マナーなども身に付けさせ、卒業時には一社会人としてその役割が果たせられるよう、全人教育を行うことを教育目標としている。

人材育成目標

卒業生の進路は、公務員・民間企業・大学編入などそれぞれ異なるが、いずれにしても将来的には社会生活を送ることになる。本校は、複雑化・国際化する現代社会において、人と人の接点が原点であることを認識し、自らが社会ルールを守り社会性豊かで安定的な生活を送ると同時に、社会貢献が果たせるよう、「確かな知識や豊な教養・社会常識を身につけ、社会に柔軟に対応しながら偏りのない確かな判断力・自らが切り拓こうとする行動力・逞しい生命力を備えた社会に有為な人材」を育成することを最終的な人材目標においている。

項目番	点検項目	適切:4、ほぼ適切:3、やや不適切:2、不適切:1、無該当:0
【1-1】	理念・目的・育成人材像は定められているか	(4) 3 2 1 0
【1-2】	学校における職業教育の特色はあるか	(4) 3 2 1 0
【1-3】	社会のニーズ等を踏まえた学校の将来構想を抱いているか	4 (3) 2 1 0
【1-4】	学校の理念・目的・育成人材像・特色・将来構想などが学生・保護者等に周知されているか	(4) 3 2 1 0
【1-5】	各学科の教育目標・育成人材像は、学科等に対応する業界のニーズに向けて方向づけられているか	(4) 3 2 1 0

① 課題

【1-1】

現在の育成人材像に加え、DX時代に対応したIT知識の習得など社会のニーズを踏まえた人材育成を検討する。

② 今後の改善方策

【1-1】

IT関連を含む人材育成像の検討。

③ 特記事項

基準2 学校運営

点検項目【2-2】運営方針

〔チェック項目〕

- 運営方針を文章化するなど明確に定めているか
- 運営方針を教職員等に周知しているか

運営方針については、年度当初に開催される専門学校グループ会議(各校部門長参加)において、学園理事長より運営方針が発表され、学校の部門長より職員を対象とした定期会議により経営方針が発表され、その後業務責任者により実行される。

点検項目【2-3】事業計画

〔チェック項目〕

- 単年度の事業計画を定めているか
- 事業計画に執行体制、業務分担等を明確にしているか

経営方針に従い、各業務計画書を作成し、事業計画書としてまとめ、単年度と中長期的に実行される計画に分け執行される。執行状況は各担当が進捗管理を行い、2週間に1回開催される会議にて状況報告がなされる。業務体制については、人事異動・退職または、業務内容の見直しがあるため、年1回3月に業務担当を決めていく。

点検項目【2-4】運営組織

〔チェック項目〕

- 理事会、評議会は、寄附行為に基づき適切に開催しているか
- 理事会等は必要な審議を行い、適切に議事録を作成しているか
- 現状の組織を体系化した組織規定、組織図等を整備しているか
- 会議、委員会等の議事録(記録)は、開催毎に作成しているか

理事会および評議会は、毎年定例的(5月)に開催をおこなっている。事業計画、予算案(学生生徒納付金等も含む)、学則変更等の審議や学生募集・就職・進学状況などの報告をおこない、監事による監査報告書と併せて議事録を保管している。学内の運営は、各業務体系図により担当が定められており、業務をおこなっている。学内でおこなわれている会議議事録については、担当がデジタルで保管している。

点検項目【2-5】人事・給与制度

〔チェック項目〕

- 適切な採用広報を行い、必要な人材を確保しているか
- 給与支給等に関する基準・規程を整備し、適切に運用しているか
- 人事考査制度を規定等で明確化し、適切に運用しているか

教員の確保については、新設の科目や教員の退職など必要に応じ、適宜ホームページ等により募集を行っており、採用時には、実務経験、専門性、指導力などを精査している。職員は学園管理部門(人事部)の管理となつておらず、職員人事(採用・賃金・異動)については、学園人事部によりすべて規程によりおこなわれている。4月の昇給と3月と10月に異動及び昇進がおこなわれる。

教員人事(賃金・他校への異動)は、毎年2月頃に面談を実施し次年度カリキュラムと賃金についての話し合い、双方合意の上決定される。教員採用にあたり、社会の変化や法制度の改定など、時代に即応できる専門知識・技術の把握や教育者としての指導力・対処力が重要である。

点検項目【2-6】意思決定システム

〔チェック項目〕

- 学校運営に必要な諸事案について意思決定の権限を明確にしているか

「組織規程」によって業務内容・範囲の基本が示されており、各事案の立案や報告は主管部署の責任において、定められたフォーマットの「報告書」「稟議書」として文書化される。業務上の各案件については、部門長の判断を仰ぎ、新規案件や学園全体に係わる案件、多額の金額が発生し重要度が高い案件等については、稟議書により理事長の承認決裁を得ることをルールとしている。

点検項目【2-7】情報システム

〔チェック項目〕

- 学生に関する情報管理システム、業務処理に関するシステム構築をしているか
- データ更新を適切におこない、最新の情報を蓄積しているか
- システムのメンテナンス及びセキュリティ管理を適切におこなっているか

情報システムは、学籍・成績・出欠等の管理システム、募集に関わる営業システム、予算管理システムがあり、それぞれ担当者が管理・運用をおこなっている。教務サーバーと学生サーバーは独立して持つており、セキュリティ等は万全な状態となっている。サーバーのセキュリティ・アップデート等はグループIT会社の指導でおこなわれている。

項目番	点検項目	適切:4、ほぼ適切:3、やや不適切:2、不適切:1、無該当:0
【2-2】	運営方針	4 3 2 1 0
【2-3】	事業計画	4 3 2 1 0
【2-4】	運営組織	4 3 2 1 0
【2-5】	人事・給与制度	4 3 2 1 0
【2-6】	意思決定システム	4 3 2 1 0
【2-7】	情報システム	4 3 2 1 0

① 課題

【2-5】

教員の若返りを図る。

② 今後の改善方策

【2-5】

適材適所な講師採用を図る。

③ 特記事項

【2-7】

グループ校共通の情報システムの改善、改良を行った

基準3 教育活動

点検項目【3-8】目標の設定

〔チェック項目〕

- 教育課程に編成方針、実施方針を文章化するなどの明確に定めているか
- 学科毎に目標とする教育到達レベルを明示しているか
- 資格・免許の取得を目指す学科において、取得の意義及び取得指導・支援体制を明確にしているか

学科を編成、実施する上で各学科の特長、目標を明示している。また、各学科で取得する資格等については明確に学科に直結している。各学科のカリキュラムは、毎年見直しを行い、育成すべき人材像や科目ごとの目標等を示したカリキュラムを作成する。カリキュラム編成担当は、下記を留意して、次年度カリキュラムの見直しを行なうように指示をしている。

- ・前年度のアンケート結果が反映されている
- ・資格取得を目標とする授業、その対策の結果が示されている
- ・業界や企業ニーズが反映されている
- ・シラバスに教育目標が示され、その結果がわかる評価機能を持っている

点検項目【3-9】教育方法・評価等

〔チェック項目〕

- 修了にかかる授業時間数、単位数を明示しているか
- 授業科目の目標に照らし、適切な教育内容を提示しているか
- 授業科目について、授業計画(シラバス・コマシラバス)を作成しているか
- キャリア教育の実施にあたって、意義指導方針に関する方針を決めているか
- 学生に対するアンケート等の実施など、授業評価をおこなっているか

毎年学生便覧を改定し、進級、修了にかかる授業時間数、単位を明示している。シラバスの作成により授業内容、目的、目標を提示している。授業科目は、各種公的機関への就職、民間企業への就職、独立に向けての資格取得、4年制大学への編入などコースにより異なるが、それぞれの目的達成のために必要とされる専門科目を配置している。同時に社会で求められる表現力・社会常識・社会マナーなど社会性を身につけ、就職に対応することを主眼としたキャリア教育やグローバル化に対応するため英語を必須科目、中国語を選択科目として配置している。

授業については、前期・後期に学生アンケートを実施しており、評価が悪い場合には、講師と面談を実施し改善に努めている。

点検項目【3-10】成績評価・単位認定等

〔チェック項目〕

- 成績評価の標準について、学則等に規定するなど明確にし、かつ、学生等に明示しているか
- 成績評価の基準を適切に運用するため、成績判定会議等で客観性・統一性の確保に取り組んでいるか
- 入学前の履修、他の教育機関の履修の認定について、学則等に規定し、適切に運用しているか
- 在校生のコンテスト参加における受賞状況、研究業績等を把握し、適切に運用しているか

成績評価の方法は「成績評価基準」に、進級、卒業判定の方法は「進級・卒業判定基準」に明示され、学生便覧の配布によって在学生に周知される。定期試験終了後には、成績判定会議を実施して、成績不振者について、専任教員からの指摘等、意見交換がなされる。教科目の単位は「学則」に明記されているが、他の教育機関との単位の互換制度は可能である。学内の学生のコンテストへの参加については、授業内での研究で参加する場合は、適切に運用している。個人で参加する場合については、申告に基づく。

点検項目【3-11】資格・免許取得の指導体制

〔チェック項目〕

- 取得目標としている資格・免許の内容・取得の意義について明確にしているか
- 資格・免許の取得に関する授業科目、特別講座の開設等について明確にしているか
- 資格・免許の取得について、指導体制を整備しているか
- 不合格者及び卒業後の指導体制を整備しているか

必須となる資格については、関連する科目を通常授業に取り込んでいる。教員は、授業の中で、かならず資格取得の意義について学生に周知している。資格取得者を採用の条件にする企業や父兄の資格取得に対する要求が高まる中、カリキュラムに受験対策授業を入れ、資格取得のための教員を配置している。各種資格の合格率を向上するため、継続的に検討していく余地がある。

点検項目【3-12】教員・教員組織

〔チェック項目〕

- 授業科目を担当するため、教員に求める能力・資質等を明確にしているか
- 教員採用等人材確保において、関連企業と連携しているか
- 教員の研究活動・自己啓発への支援などの教員のキャリア開発を支援しているか
- 教員一人当たりの授業時間数、学生数等を把握しているか

実務に関連する科目は、実務経験のある教員、資格試験に関連する科目は、その資格の有資格者の教員を前提とし、授業科目を割り当てる際、知識・技術・学生の評価、更に教授姿勢や人間性など総合的に判断した上で、担当教員を配置している。教員が最新の情報や専門知識を得るための、研修会参加や資格取得においても支援をおこなっている。本校の学習カリキュラムで教員に負荷がかからないようコマ数設定や1クラス30名前後で実施する授業を多く取り入れ、教員が指導しやすい学生数の設定としている。

項目番	点検項目	適切:4、ほぼ適切:3、やや不適切:2、不適切:1、無該当:0
【3-8】	目標の設定	④ 3 2 1 0
【3-9】	教育方法・評価等	④ 3 2 1 0
【3-10】	成績評価・単位認定等	4 ③ 2 1 0
【3-11】	資格・免許取得の指導体制	④ 3 2 1 0
【3-12】	教員・職員組織	4 ③ 2 1 0

① 課題

【3-9】

学科アンケートの実施時期の検討。

② 今後の改善方策

【3-9】

期末に実施しているアンケートを適宜実施する方向で検討。

③ 特記事項

【3-10】

昨年度検討した評価基準について評価の偏りを精査し、評価基準を4段階から5段階評価にした。

基準4 学修成果

点検項目【4-13】就職率

〔チェック項目〕

- 学生の就職活動を把握しているか
- 専門分野と関連する業界等への就職状況を把握しているか
- 関連する企業等と共に「就職セミナー」を行なうなど、就職に関し関連業界と連携しているか
- 就職等のデータについて適切に管理しているか

就職担当とクラス担任が連携して、求人開拓、就職ガイダンス、業界セミナー、就職指導、個別面談、模擬面接などさまざまな機会を提供しながら在学生の指導にあたっている。また、学生の提出する就職活動公欠申請により状況を適宜把握している。その過程でも、志望企業や内定企業を再確認し、学生個々の希望に合った就職先の内定を大きな目標としている。学内で実施する各種就職セミナーを随時実施しており、卒業生による就職のためのアドバイスも行っている。

就職活動の経過および結果は、毎月定期的に就職担当より報告が行われ、担任、教務事務に周知している。就職に関するデータは、内定状況表を作成しており、内定者、内定先企業、内定日などを確認することができる。

点検項目【4-14】資格・免許の取得率

〔チェック項目〕

- 資格・免許取得率に関する目標設定はあるか
- 特別講座、セミナーの開講等授業を補完する学習支援の取り組みはあるか
- 指導方法と合格実績との関連性を確認し、指導方法の改善をおこなっているか

在学中の主な資格取得目標は、学科ごとに定めている。主な資格試験については、試験対策の授業、夏期・春期集中授業・補講などを実施している。

○公務員受験系

国家公務員、地方公務員、警察官、消防官、自衛官

○法律資格系

行政書士、宅地建物取引士、マンション管理士、管理業務主任者、賃貸不動産経営管理士
ビジネスコンプライアンス検定、ビジネス実務法務検定

○ビジネス系

日商簿記検定、秘書検定、漢字検定、MOS (Microsoft Office Specialist)

上記以外で、学生が取得を希望する資格については、学習方法等のアドバイスは隨時おこなっている。

点検項目【4-15】卒業生の社会的評価

〔チェック項目〕

- 卒業生の就職先の企業・施設・機関等を訪問するなどして、卒後の実態を調査等で把握しているか
- 卒業生のコンテスト参加における受賞状況、研究業績等を把握しているか

卒業生からは就職担当に随時、就業の状況などが寄せられているが、積極的な企業訪問、卒業後の実態調査はされていない。公務員、民間就職、大学編入した多くの卒業生が本校を訪れ、行政書士、司法書士合格等の報告を受けている。現時点では、就職先全企業に対し、定期的に在籍調査は行っていない。

項目番	点検項目	適切:4、ほぼ適切:3、やや不適切:2、不適切:1、無該当:0
【4-13】	就職率	④ 3 2 1 0
【4-14】	資格・免許の取得率	4 ③ 2 1 0
【4-15】	卒業生の社会的評価	4 ③ 2 1 0

① 課題

【4-14】

主要な資格試験では、ある一定の合格率を出しているが、主要な資格試験に留まらず、全体の試験の合格率を引き続き底上げする必要がある。

【4-15】

定期的に卒業生の実態調査を行う必要がある。

② 今後の改善方策

【4-14】

留学生に対する簿記等の資格取得を促進する。

【4-15】

毎年一定時期に卒業生にアンケート調査を実施し、把握していくことを引き続き検討する。

③ 特記事項

④

令和4年度の民間就職希望者の内定率100%。
宅地建物取引士の合格率56.3%(出席率80%以上の受験者)。

基準5 学生支援

点検項目【5-16】就職等進路

〔チェック項目〕

- 就職など進路支援のための組織体制を整備しているか
- 担任教員と就職部門の連携など学内における連携体制を整備しているか
- 学生の就職活動の状況を学内で共有しているか
- 就職説明会等を開催しているか
- 就職に関する個別の相談に適切に応じているか

就職担当、専任講師、クラス担任が連携して就職・進学指導をおこなっている。進路や就職について、活動をしていない学生については、クラス担任に報告をして対策がなされる。就職説明会、身だしなみセミナー等も含め、就職指導は計画されたスケジュールに沿って1年次より卒業まで進められる。学生の進路状況については、デジタル情報で管理され、就職担当より説明がなされる。求人企業の開拓では、法律資格を活かし不動産業界をはじめ企業の成長度合いや知名度等を検討しておこなうように指示をしている。大学に編入する学生も多くいるため、大学編入担当が入試情報や面接対策など個別の対応を行い希望する大学へと編入している。

点検項目【5-17】中途退学への対応

〔チェック項目〕

- 中途退学の要因、傾向、各学年における退学者数等を把握しているか
- 中途退学低減に向けた学内における連携体制はあるか
- 退学に結びつきやすい、心理面、学習面での特別な指導体制はあるか

退学については、欠席増加・成績不振・学費未払い等長年にわたり分析すると、いくつかの兆候がみられる。そのサインを早く見つけて、対策を打つことが重要であると考えている。

本校では以下の対策をおこなっている。

- ・入学直後の個別面談や生活面、学業面のアンケートにより状況を把握し、必要に応じて助言を行っている。
- ・メンタル面で問題を抱えている学生には、スクールカウンセラー（臨床心理士）の受診を勧めている。
- ・長期欠席者については、保護者や緊急連絡人に連絡して理由など聞き、問題の把握と今後の対応について話をしている。
- ・経済的な理由の場合、学費延納願提出や学費ローンの紹介等を保護者に対して行い、分納延納など最善の方向を考えている。
- ・月払い制度を導入し、個々の収入事情に合わせて学費払いを可能とする
- ・駿台専門学校グループでも中途退学者の防止対策に本格的に取り組み、グループ校全体で防止対策や研修会などを開き、対策を講じている。

点検項目【5-18】学生相談

〔チェック項目〕

- 専任カウンセラーの配置等相談に関する組織体制を整備しているか
- 相談室の設置など相談に関する環境整備を行っているか
- 学生に対して、相談室の利用に関する案内を行っているか
- 相談記録を適切に保存しているか
- 関連医療機関等との連携はあるか
- 留学生の相談等に対応する担当の教職員を配置しているか
- 留学生に対して在籍管理等生活指導を適切に行っているか
- 留学生に対し、就職・進学等卒業後の進路に関する指導・支援を適切に行っているか
- 留学生に関する指導記録を適切に保存しているか

スクールカウンセラー(臨床心理士資格を保有)を配置し、カウンセリングルームにて学生のサポートを行っている。利用案内は学生掲示板等に掲載し、カウンセリングの記録はカウンセラーの管理となっている。本学園グループの医療機関と連携し定期健診や学生個々の対応にもあたっている。留学生に対しては、入学から卒業までクラス担当を中心に一貫したサポート体制を整備している。就職希望者に対しては、就職担当、担任が就職指導を行い、留学生採用企業などの紹介を積極的におこなっている。進学希望者に対しては、オープンキャンパス参加を促し、出願書類の確認や模擬面接の実施など、日本人と同様な指導・支援・管理をおこなっている。

点検項目【5-19】学生生活

〔チェック項目〕

- 学校独自の奨学金制度を整備しているか 学費の減免、分割納付制度を整備しているか
- 大規模災害発生時及び家計急変時等に対応する支援制度を整備しているか
- 全ての経済的支援制度の利用について学生・保護者に十分情報提供しているか
- 公的支援制度も含めた経済的支援制度に関する相談に適切に対応しているか
- 全ての経済的支援制度の利用について実績を把握しているか
- 学校保健計画を定めているか 学校医を選任しているか
- 保健室を整備し専門職員を配置しているか 定期健康診断を実施して記録を保存しているか
- 健康に関する啓発及び教育を行っているか
- 心身の健康相談に対応する専門職員を配置しているか
- 遠隔地から就学する学生のために寮を整備しているか
- クラブ活動等の団体の活動状況を把握しているか
- 大会への引率、補助金の交付等具体的な支援を行っているか
- 大会成績など実績を把握しているか

経済的支援が必要な在学生に対しては、日本学生支援機構、東京都育英資金などの公的制度を活用するほか、本学が各金融機関と独自におこなっている提携ローンを紹介している。また、学費支払い方式も2分割や3分割の他、月払い制度も導入しており、親の収入都合を考慮した支払方法を導入している。納入期限内に学費が納入できない場合は学費延納願を事前に提出いただき、部門長が承認した上で、延納を許可している。

震災などが発生して在校生が被災した場合には、本学で会議を開き学費減免の措置や、通学できない場合の補講や補習対応など救済措置を取っている。2011年東日本大震災時や2015年のネパールを直撃した大地震には、駿河台学園グループより通達を受けた支援制度や、本校独自の支援策を実施した。

学校保健法に従い、毎年5月に定期健康診断を実施している。診断は近隣の学校医1名に委託し、結果は在学生に配付する。学校医には健康相談等を行える体制にある。学生からの健康上の相談や学内での発病・事故などの際は、教務職員が学校医に連絡するなど、適切な対応がとれるよう連携体制を整備している。

また、校舎内にAEDを設置している。学校保健計画については、近隣に学園の医療機関(医療法人財団「駿愛会」:神田駿河台2-1-45)があり、定期健診を実施している。学内には医療施設はないが、医務室があり、簡易ベッドで気分の悪くなった学生が休める施設がある。健康管理については、インフルエンザなど流行の時期に合わせて、予防接種を受けることや、予防についてはクラス担任より学生に対して、適宜指導をおこなっている。

学生寮に関しては本校の指定学生寮を運営する株式会社メンテナンスと提携して、下宿を希望している学生に対してもサポートしている。

課外活動として、裁判所、法務省、防衛省等の見学、士業の事務所訪問、インターンシップをおこなっている。その他学校行事としては、学生間の親睦を図るため、ボウリング大会、スピーチコンテストなどをおこなっている。本校はクラブ活動や団体の加盟等については、生徒の自主性に任せて支援をおこなっている。学生から大会への参加希望等があれば、学内で検討し支援をする。

点検項目【5-20】保護者との連携

〔チェック項目〕

- 保護者会の開催等、学校の教育活動に関する情報提供を適切に行っているか
- 個人面談等の機会を保護者に提供し、面談記録を適切に保存しているか
- 学力不足、心理面等の問題解決にあたって、保護者と適切に連携しているか
- 緊急時の連絡体制を確保しているか

1年次に保護者会を実施し、教育方針や各学科の教育活動について情報提供を行っている。

無断欠席が続く場合など、学校生活において保護者に連絡が必要なときは、適時に保護者と連絡を取り合つて問題解決をはかっている。その記録は連絡ノートに記載して保管している。心理面の問題や卒業後の進路がはっきり決まっていない学生については、保護者と連携し、適宜3者面談を実施して、問題解決にあたっている。

点検項目【5-21】卒業生・社会人

〔チェック項目〕

- 同窓会を組織し、活動状況を把握しているか
- 再就職、キャリアアップ等について卒後の相談に適切に対応しているか
- 社会人経験者の入学に際し、入学前の履修に関する取扱いを学則等に定め、適切に認定しているか
- 社会人学生に配慮し、長期履修制度等を導入しているか
- 図書室、実習室等の利用において、社会人学生に対し配慮しているか
- 社会人学生等に対し、就職等進路相談において個別相談を実施しているか

組織化した同窓会の活動は行っていないため、現状活動が報告されていない。卒業生と在校生の交流や学校をより良くするためにの仕組みづくりをおこなっていきたいと考えている。卒業生が、再就職等で本校を訪れた場合には、相談に乗っている。社会人経験の入学者については、目標に合わせた資格取得やカリキュラムを履修できる構成としている。社会人学生等に対しても、本校在校生であることから特別配慮や規則を定めておらず、他の学生同様の全てのサービスと支援を受けられる。

項目番	点検項目	適切:4、ほぼ適切:3、やや不適切:2、不適切:1、無該当:0
【5-16】	就職等進路	④ 3 2 1 0
【5-17】	中途退学への対応	④ 3 2 1 0
【5-18】	学生相談	④ 3 2 1 0
【5-19】	学生生活	④ 3 2 1 0
【5-20】	保護者との連携	④ 3 2 1 0
【5-21】	卒業生・社会人	4 ③ 2 1 0

⑤ 課題

【5-16】

学生個々の目標に向けたきめ細かな個別対応を充実。

⑥ 今後の改善方策

【5-20】

コロナ対応緩和により対面での保護者会の実施。

【5-21】

卒業生を招いた資格取得、就職等の講演、説明を活性化させる。

⑦ 特記事項

【5-16】

コロナ禍での就職活動で採用方法が多様化し、特に留学生については就職先が減少し非常に厳しい状況が続いているが改善の方向に向かっている。

基準6 教育環境

点検項目【6-22】施設・設備等

〔チェック項目〕

- 施設・設備・機器類等は設置基準、関係法令に適合し、かつ、充実しているか
- 図書室、実習室など、学生の学習支援のための施設を整備しているか
- 図書室の図書は専門分野に応じ充実しているか
- 学生の休憩・食事のためのスペースを確保しているか
- 施設・設備のバリアフリー化に取組んでいるか
- 手洗い設備など学校施設内の衛生管理を徹底しているか
- 卒業生に施設・設備を提供しているか
- 施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等について適切に対応しているか
- 施設・設備等の改築・改修・更新計画を定め、適切に執行しているか

施設・設備・機器類等は設置基準、関係法令に適合している。図書コーナー・パソコン実習室を配置している。また、授業外で利用できる自習室を完備し学習支援を行っている。地下1階には学生ホールがあり、学生の休憩や食事ができる体制をとっている。バリアフリー化については、入口階段等にスロープが無いため、補助が必要な状況になっている。教室・実習室・トイレ等には毎日委託清掃業者が入り衛生管理をおこなっており、不衛生な状態を短時間に排除して、清潔で快適な空間を維持している。施設・設備の点検補修等については本学施設管理委託先の担当者が、保守会社に対して適切におこなわせている。またエレベータや電気系統機器・消防設備・空気環境等については、外部専門会社に委託して、法定点検をおこなっている。不具合があれば適宜修理し、また定期的にメンテナンスをおこない、学生が安全に学習できる環境の維持に万全を期している。大規模な改修等行なう場合には、年度内に予算申請し、計画的に実施している。

学生管理・手続き等のサービスの充実をはかる目的で、2018年4月に1階フロアの改修工事および駿台電子情報&ビジネス専門学校との受付・事務室統合を行った。

さらに、2019年3月に学生ホール、2020年3月に2階フロア、2021年3月には教室の改修工事を行った。

点検項目【6-23】学外実習、インターンシップ等

〔チェック項目〕

- 学外実習等について、意義や教育課程上の位置づけを明確にしているか
- 学外実習等について、実施要綱・マニュアルを整備し、適切に運用しているか
- 関連業界等との連携による企業研修等を実施しているか
- 学外実習について、成績評価基準を明確にしているか
- 学外実習等の教育効果について確認しているか

学外実習としては、官公庁見学やインターンシップなど、コースごとにカリキュラム内で実施している。学外実習に関するマニュアルは整備されおり、関連企業等の連携による企業研修は、インターンシップ生として授業外で希望者を募り実施している。短期間で授業外であることが多いため、通常研修時間に応じて必要な単位認定をしている。教育効果として、参加した学生のその後の学習態度など格段に向上している。

点検項目【6-24】防災・安全管理

〔チェック項目〕

- 学校防災に関する計画、消防計画や災害発生時における具体的行動のマニュアルを整備しているか
- 施設・建物・設備の耐震化に対応しているか
- 消防設備等の整備及び保守点検を法令に基づき行い、改善が必要な場合は適切に対応しているか
- 防災（消防）訓練を定期的に実施し、記録を保存しているか
- 備品の転倒防止など安全管理を徹底しているか
- 教職員・学生に防災研修・教育を行っているか
- 学生の生命と学校財産を加害者から守るために防犯体制を整備し、適切に運用しているか
- 授業中に発生した事故等に関する対応マニュアルを作成し、適切に運用しているか
- 薬品等の危険物の管理において、定期的にチェックを行うなど適切に対応しているか
- 担当教員の明確化など学外実習等の安全管理体制を整備しているか

火災報知器や防炎シャッター、震災時のエレベータにおける安全性なども万全を期している。万一地震が発生した場合は、「地震対策10の緊急業務」マニュアルに基づき行動することになっている。各階における学生の誘導等事前に確認をおこない、「災害発生時における告知と指示」「学生の安全の確保」「校外への避難と避難指定場所への誘導そして点呼(学生の確認)」を特にチェック項目としている。災害備蓄用品や救出救助資機材も設置されている。

防災訓練として隔年で「緊急地震速報・火災放送訓練」を行っている。実施後は「自衛消防訓練通知書」を作成し、神田消防署に報告している。また、自衛消防隊を編成しそれぞれの任務の確認を行い、日常の火災予防担当者も各階ごとに決定している。施設設備は全て耐震化に対応しており、保守点検などすべて法令に基づき実施している。学生には、オリエンテーションやホームルームを通して防災教育をおこない、教職員には広域災害等緊急時における避難場所や誘導方法などを周知している。

登校時には、職員が校舎入口に立ち不審者の侵入のチェックをおこなっている。受付に不審者がはいった場合には、即座に警察に通報して対応をおこなう。また、教職員不在の夜間については、不審者の侵入に対しては、警備会社に委託をしている。学校安全対策として、警備担当職員を配置して巡回をおこなっている。校舎内で使用する危険物管理は使用責任者に任せているが、今後は台帳などを作成して管理をする必要がある。課外授業は、必ず引率教職員をつけ、学生の安全を確保している。

項目番	点検項目	適切:4、ほぼ適切:3、やや不適切:2、不適切:1、無該当:0
【6-22】	施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか	4 ③ 2 1 0
【6-23】	学外実習、インターンシップ、海外研修等について十分な教育体制を整備しているか	4 ③ 2 1 0
【6-24】	防災に対する体制は整備されているか	④ ③ 2 1 0

① 課題

② 今後の改善方策

【6-23】
民間企業、士業の事務所等へのインターンシップの促進。

③ 特記事項

【6-23】
学外実習の実施。法務省、裁判所見学の再開。

基準7 学生の募集と受け入れ

点検項目【7-25】学生募集活動

〔チェック項目〕

- 高等学校等における進学説明会に参加し教育活動等の情報提供を行っているか
- 専修学校団体が行う自主規制に即した募集活動を行っているか
- 志願者等からの入学相談に適切に対応しているか
- 学校案内等において、特徴ある教育活動、学修成果等について正確に、分かりやすく紹介しているか
- 広報活動・学生募集活動において、情報管理等のチェック体制を整備しているか
- 体験入学、オープンキャンパスなどの実施において、多くの参加機会の提供や実施内容の工夫など行っているか
- 志望者の状況に応じて多様な試験・選考方法を取り入れているか

高校で実施される高校内ガイダンスには年間を通じて本校で学ぶ内容や資格取得、進路先などをレジメや入学案内書等で情報提供を行っている。募集に際しては、東京都専修学校各種学校協会による取り決めて従い行っている。志願者からの入学相談についてはオープンキャンパス後や電話・来校時に随時対応している。入学案内書及びホームページにより特徴ある教育活動、学修成果等について分かりやすく紹介し、学修成果については毎年更新し最新のものとしている。広報活動・募集活動については、外部に掲載する出稿内容や説明表現を、真実性、明瞭性、公平性、法令遵守等を広報担当が十分配慮して作成し、教務部内で確認点検して募集活動への情報提供が行われる。

オープンキャンパス日程は高校生やそのご家族が来校しやすいように土・日を中心実施している。ホームページ上に公開して、より多くの学生が参加できるようにしている。選考方法は、推薦入試(学校推薦・自己推薦)・AO入試・一般入試、特待生入試、社会人入試など、学生の状況に応じた多様な選考を取り入れている。

点検項目【7-26】入学選考

〔チェック項目〕

- 入学選考基準、方法は、規程等で明確に定めているか
- 入学選考の公平性を確保するための合否判定体制を整備しているか
- 学科別応募者数・入学者数の予測数値を算出しているか

入学選考基準について、本校のアドミッションポリシーを明示し、「実社会の多様なニーズに応えるべく、幅広い知識・教養・常識を身につけることを目的として、意欲を持って本校の授業に臨み、日々努力を積み重ねることができる人を求める」として、AO入学は面接、学校推薦入学・自己推薦入学とおよび一般入学は全てにおいて書類審査と面接試験を課して合否判定を行っている。また、留学生については日本語力を判断する必要があることから、全員に筆記試験と面接試験を行い、日本語によるコミュニケーション能力、経費支弁能力、日本語学校における出席率、成績等と合わせて総合的に判断している。入学者の予測は、当該年度のオープンキャンパス参加者、来校者アンケート結果と過年度に蓄積されたデータから分析を行い入学者数の予測を立てている。

点検項目【7-27】学納金

【チェック項目】

- 学納金の算定内容、決定の過程を明確にしているか
- 学納金等徴収する金額はすべて明示しているか
- 文部科学省通知の趣旨に基づき、入学辞退者に対する授業料の返還の取扱いに対して、募集要項等に明示し、適切に取扱っているか

学納金の算定については、積算基礎を根拠とし、理事会の承認を得て決定している。学納金の詳細については学則に明記。また、学納金等徴収する金額については、募集要項やホームページ上に全て記載している。入学辞退者への授業料の返還の取扱いについては、文部科学省通知の趣旨に基づき、募集要項に明示し適切に取り扱っている。

項目番	点検項目	適切:4、ほぼ適切:3、やや不適切:2、不適切:1、無該当:0
【7-25】	学生募集活動	(4) 3 2 1 0
【7-26】	入学選考は、適正かつ公平な基準に基づき行われているか	(4) 3 2 1 0
【7-27】	学納金は妥当なものとなっているか	(4) 3 2 1 0

④ 課題

〔7-25〕
現役高校生を含む少子化が加速していく中、既卒、社会人のリカレント等で募集活動を拡充する。

⑤ 今後の改善方策

〔7-25〕
Webを活用して既卒、社会人向けの広報活動。

⑥ 特記事項

〔 〕

基準8 財務

点検項目【8-28】財務基盤

〔チェック項目〕

- 応募者数・入学者数及び定員充足率の推移を把握しているか
- 収入と支出はバランスがとれているか
- 貸借対照表の翌年度繰越収入超過額がマイナスになっている場合、それを解消する計画を立てているか
- 最近3年間の収支状況（消費収支・資金収支）による財務分析を行っているか

応募者数・入学者数及び定員充足率推移については毎年管理している。収入と支出については、財務比率により妥当性をチェックしており、収入に対して過度な支出予算の計上は行っていない。その中で収支バランスをとっている。

四半期ごとに財務データを確認し、補正予算を組む体制を整え、安定的な財務基盤を確立させるために監視をしている。コロナ禍において、専門学校にとっては向かい風の状況ではあるが、専門学校における実務的な人材の輩出は社会においても重要であり、財務基盤の安定化を図るためにも適正な学生数の確保が重要である。ここ数年学生数は増加傾向にある。

点検項目【8-29】予算・収支計画

〔チェック項目〕

- 予算の編成過程及び決定過程は明確になっているか
- 予算の執行計画を策定しているか
- 予算と決算に大きな乖離を生じていないか
- 予算超過が見込まれる場合、適切に補正措置を行っているか
- 予算規程、経理規程を整備しているか
- 予算執行にあたってチェック体制を整備するなど適切な会計処理を行っているか

予算は法人傘下の学校が次年度募集において入学者人数の予測値を出し、学校運営に関わる費用を確保した後、各校が希望をする支出経費（修繕や広報費）を割り当て確定する。また、四半期ごとに財務データを確認し、補正予算を組む体制を整え、安定的な財務基盤を確立させるために監視をしている。

予算の決定は、以下のようなプロセスで行われる。

- 1.本校の収入予測と予算要求書を法人経理部へ提出→法人経理部が内容の精査、ヒアリング
- 2.本校の収入予測と支出予算による収支予測表を作成（法人経理部）
- 3.理事への予算案説明
- 4.折衝（不必要、不明瞭、不確定項目の質疑や調整）
- 5.予算案完成
- 6.学園運営委員会、評議員会、理事会の決議

また、予算の執行管理は学園グループの予算管理システムでおこなっており、システムに入力しないと予算が執行できない。また、ある勘定科目が予算超過した場合にはシステムでの予算執行ができなくなるため、予算追加か他の経費科目からの予算流用が必要となる。予算については厳格に管理されている。

点検項目【8-30】監査

[チェック項目]

- 私立学校法及び寄附行為に基づき、適切に監査を実施しているか
- 監査報告書を作成し理事会等で報告しているか
- 監事の監査に加えて、監査法人による外部監査を実施しているか

会計監査については、法人本部(学校法人駿河台学園)の所管で、公認会計士による外部監査、及び監事による内部監査をスケジュールに従い実施しており、指摘事項があった場合に適切に是正措置をおこなっている。財務情報については、私立学校法に基づいて体制を整備し、監査法人による外部監査を実施している。

点検項目【8-31】財務情報の公開

[チェック項目]

- 財務公開規程を整備し、適切に運用しているか
- 公開が義務づけられている財務帳票、事業報告書を作成しているか
- 財務公開の実績を記録しているか
- 公開方法についてホームページに掲載するなど積極的な公開に取組んでいるか

私立学校法の規定に従って、財務諸表および事業報告書、事業計画等を5月末日までに作成し、理事会の議決を得て法人本部所管で常備している。閲覧請求があった場合は、平常業務日においては対応可能な体制にある。

項目番	点検項目	適切:4、ほぼ適切:3、やや不適切:2、不適切:1、無該当:0
【8-28】	中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるか	(4) 3 2 1 0
【8-29】	予算・収支計画は有効かつ妥当なものとなっているか	(4) 3 2 1 0
【8-30】	財務について会計監査が適正におこなわれているか	(4) 3 2 1 0
【8-31】	財務情報公開の体制整備はできているか	4 (3) 2 1 0

① 課題

② 今後の改善方策

③ 特記事項

基準9 法令等の遵守

点検項目【9-32】関係法令、設置基準等の遵守

〔チェック項目〕

- 関係法令及び設置基準等に基づき、学校運営を行うとともに、必要な諸届等適切に行っているか
- 学校運営に必要な規則・規程等を整備し、適切に運用しているか
- セクシャルハラスメント等の防止の方針を明確化し、対応マニュアルを策定して適切に運用しているか
- 教職員、学生に対し、法令遵守に関する研修・教育を行っているか

関係法令及び設置基準等に基づき、千代田区学事に届け出て適切な学校運営を行っている。法務に関する事項は、学園法務部が法令遵守についての総合的な管理にあたっている。また、都や区の私学行政関係との窓口の役割を果たしている。学校に関わる法令は多岐にわたるが、顧問弁護士と契約しており、法解釈等、不明な事案は隨時相談可能となっている。

また、アカデミックハラスメントやセクシャルハラスメント等の防止の方針を明確化し、ハラスメントを予防するために学園のホームページに掲載し、相談の流れ、相談窓口を設け、学園全体で取り組んでいる。教員、学生に対しても、人権問題、個人情報保護など重要性が高い項目について、学内での通達や研修を通じて周知している。

点検項目【9-33】個人情報保護

〔チェック項目〕

- 個人情報保護に関する取扱方針・規程を定め、適切に運用しているか
- 大量の個人データを蓄積した電磁記録の取扱いに関し、規程を定め、適切に運用しているか

グループ内の情報管理会社が「プライバシーマーク」「ISMS」を取得しており、その指導により本校もプライバシーポリシーをサイトに公開して、その内容どおりの運用をおこなっている。また必要デジタル情報の保管場所は、委託業者の管理下で管理をしている。個人情報が記載されている台帳については、各担当が管理をおこなっている。また来校者・学生管理システムなどは各自パソコンで処理をおこなうが、必ず情報はセキュリティ監視下にあるサーバーに保管する。アクセス権も、部外者はアクセスできないように、管理運営をおこなっている。

点検項目【9-34】学校評価

〔チェック項目〕

(自己評価)

- 実施にかかる組織体制を整備し、毎年度定期的に全学で取組んでいるか
- 評価結果に基づき、学校改善に取組んでいるか
- 評価結果をホームページに掲載するなど広く社会に公表しているか

(学校関係者評価)

- 実施のための組織体制を整備しているか
- 設置課程・学科に関連業界等から委員を選任しているか
- 評価結果に基づく学校改善に取組んでいるか
- 評価結果を報告書に取りまとめているか
- 評価結果をホームページに掲載するなど広く社会に公表しているか

自己点検・評価については平成30年度評価を、令和元年に自己評価委員会を立ち上げ、令和元年度に報告書をまとめ、学校関係者評価委員会を開催した。令和3年についても同評価により明確となった改善すべき事案について、年内中に改善を実施し、令和3年度評価に改善内容を反映させ報告することとする。実施体制として、自己点検・評価委員会を既に組織しており、学校関係者評価をおこなうべく年内の開催を計画している。

点検項目【9-35】教育情報の公開

〔チェック項目〕

- 評価結果を報告書に取りまとめているか
- 評価結果をホームページに掲載するなど広く社会に公表しているか

評価結果を報告書にとりまとめ、インターネット上で公開をおこなう予定である。

項目番	点検項目	適切:4、ほぼ適切:3、やや不適切:2、不適切:1、無該当:0
【9-32】	法令、設置基準等の遵守	④ 3 2 1 0
【9-33】	個人情報保護	4 ③ 2 1 0
【9-34】	学校評価	④ 3 2 1 0
【9-35】	教育情報の公開	④ 3 2 1 0

① 課題

② 今後の改善方策

④ 特記事項

【9-32】
講師会でのアカデミックハラスメント、セクシャルハラスメント等防止のためのプリントを配布し事例等を含め周知。

【9-34】
学校関係者評価委員会を対面で実施。

基準10 社会貢献・地域貢献

点検項目【10-36】社会貢献・地域貢献

〔チェック項目〕

- 産・学・行政・地域等との連携に関する方針・規程等を整備しているか
- 国の機関からの委託研究及び雇用促進事業について積極的に受託しているか
- 学校施設・設備等を地域・関連業界等・卒業生等に開放しているか
- 高等学校等が行うキャリア教育等の授業実施に教員等を派遣するなど、積極的に協力・支援しているか
- 学校の実習施設等を活用し高等学校の職業教育等の授業実施に協力・支援しているか
- 留学生の受け入れのため、学修成果、教育目標を明確化し、体系的な教育課程の編成に取組んでいるか
- 留学生の受け入れを促進するために学校が行う教育課程、教育内容・方法等について、国内外に積極的に情報発信を行っているか

産・学・行政・地域等との連携に関する方針・規定はないが、大学などのキャリア教育への講師派遣については、学校側の要請に応え、派遣体制を整えている。各大学などの要請でキャリア教育における講師派遣を実施している。

また、高校などが実施するキャリア教育や公務員受験対策講座の講師派遣については、積極的に対応している。

学校施設、設備等の開放は、駿河台学園が所有する施設(箱根・軽井沢)を、学会や研修、OBなどが利用をしている。

留学生の受け入れについては、東京を中心に日本語学校への学校説明会等を通して、教育内容および卒業後の進路について情報発信を行っている。日本での就職を目指す留学生が多いため、日本で就職するためのスキル、日本語の強化を中心にカリキュラムを体系的に編成している。

点検項目【10-37】ボランティア活動

〔チェック項目〕

- ボランティア活動など社会活動について、学校として積極的に奨励しているか
- 活動の窓口の設置など、組織的な支援体制を整備しているか
- ボランティアの活動実績を把握しているか
- ボランティアの活動実績を評価しているか
- ボランティアの活動結果を学内で共有しているか

学生のボランティア活動に対して奨励および支援をしている。昨今、企業や公務員採用等でボランティア活動をポートフォリオの1つとして重要視しているため、学生の関心も高くなっている。学生の在住地域でのボランティア活動や本校の所在地である千代田区のボランティア活動など広く学生に奨励していきたいと考えている。

項目番	点検項目	適切:4、ほぼ適切:3、やや不適切:2、不適切:1、無該当:0
【10-36】	学校の教育資源や施設を活用した社会貢献を行っているか	4 3 2 1 0
【10-37】	学生のボランティア活動を奨励、支援しているか	4 3 2 1 0

① 課題

【10-37】

引き続き、就職、進学に対してもボランティア活動は評価されるため引き続き広く学生に勧めていく。

② 今後の改善方策

【10-37】

所在地である千代田区主催のボランティア活動も奨励していく。

③ 特記事項

学校法人駿河台学園

駿台法律経済アンドビジネス専門学校

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28

*学校自己評価報告書についてのお問合せ先 専門学校代表 Tel 03-5259-3200